

# 植民地期朝鮮におけるイワシ漁業・加工業と統制政策（一九二三～一九三一）

加藤 圭木

## はじめに

本稿の目的は、一九二〇年代から三〇年代初頭における植民地朝鮮のイワシ漁業及び加工業の展開と、その統制政策の実態を説明することである。本稿の主たる関心は、日本側による朝鮮のイワシ漁業・加工業の従属化の問題にあるが、この点についてイワシ加工品を扱う問屋・加工業者、そして漁民や加工業に従事する労働者の動向やその関係性に注目しながら、分析を進めることとする。

一九二〇年代初頭までの朝鮮ではイワシの漁獲高は限定されたものであったが、一九二三年以降にイワシ（マ

イワシ。なお、朝鮮語ではマイワシは「チョンオリ」である）が大量に東海岸側に回遊しはじめ、イワシ漁業、そしてその加工業が急速な拡大をとげた。イワシは魚油、肥料として加工された上で日本本国や本国経由で諸外国に輸出された。イワシ漁業・加工業は、朝鮮東海岸、特に咸鏡北道における重要産業となった。また、これに伴って朝鮮東海岸ではイワシ漁業・加工業をめぐって、日本人が中心的位置を占める問屋を頂点とし、加工業者や漁民を従属させる支配構造が形成された。また、イワシの巾着網漁業は朝鮮総督府の許可制であり、このなかで日本人が優遇されるなど、イワシ漁業は朝鮮総督府の従属的位置に置かれていた。そして、一九三一年からはイワシ油肥に対する統制政策が開始され、日本資本の利益

の確保を目的として、問屋を頂点とする既存の支配構造を温存・強化し、利用しながら、日本側はイワシ漁業・加工業の一層の従属化を進めたたのである。

本稿では、イワシ漁業・加工業が急速な拡大を開始する一九二三年から、統制政策が開始される一九三一年までを主たる対象とする。それ以降については今後の課題としたい。

イワシ漁業とその加工業を検討する意義は、以下の四点である。いずれも日本による朝鮮漁業・加工業の従属化と密接にかかわる問題である。

第一に、朝鮮漁業の実態の解明に寄与することができ。一九三七年の記録によるとイワシ漁業は、朝鮮の全漁獲高の約五割、全漁獲物価格の約二割五分、イワシ加工業は水産関係の全製造物価格の約五割を占めていた<sup>(1)</sup>。またイワシ漁業・加工業が主要産業であった東海岸、なかでも咸鏡北道の地域経済を分析する上でも重要である。咸鏡北道の主漁業はイワシ漁業であるとされ、全漁民の半数以上を占めていた<sup>(2)</sup>。特に日本人側が経済的な面でも圧倒的な力を有していた咸鏡北道清津では、一九三三年の工業生産額三百六万六千円中、「魚粕」が九十三万六

千円、「魚油」が八十一万七千円、「其他の水産加工品」が五十四万千円であった。工業生産額の全体の七割以上にあたる二二九万四〇〇円が水産関係が占めていたのである<sup>(3)</sup>。清津は「水産加工の陸上設備も最近頓に大規模大工場組織となり朝鮮油脂会社を始め幾多の油肥工場樹立」するといった状況であり、「鱈加工設備が量に於ても質に於ても朝鮮は勿論我国内に於ける抜群の存在」<sup>(4)</sup>。鱈景気の威力を示して居る<sup>(5)</sup>。こうしたイワシ漁業・加工業がどのように展開され、それを日本側がどのように従属させたのかを解明したい。

第二に、多くの朝鮮人が漁民として従事していたイワシ漁業、労働者として従事していた加工業を分析することで、朝鮮人が置かれていた社会経済的な状況を考察することができる<sup>(6)</sup>。「鱈魚産出如何は、その地帯住民の生活を決定するが、その中でも咸鏡北道が厳甚である」といわれるように、イワシ漁業・加工業は人びとの生活に無くてはならないものだった<sup>(7)</sup>。漁業・加工業がどのように日本側に対して従属化されたのかを解明することはこのような問題に接近する上でも重要である。これまでの研究では、漁民に対する関心は必ずしも十分ではなかつ

た。植民地支配が朝鮮人や朝鮮社会にとつてどのような意味を持つていたのかを考えていく上で、この問題は看過できない。

第三に、イワシ漁業とその加工業は、東海岸、とりわけ咸鏡北道において、地域支配を支えた有力者の経済基盤であるため、植民地下における地域支配のあり方に関する検討をおこなう上で重要な意味がある。同道の清津や羅津などにおいては、多くの日本人・朝鮮人の有力者の経済的基盤はイワシ漁業・加工業であった<sup>8)</sup>。本稿においては、有力者という用語は、植民地支配に協力した人びとのことを示す概念として使用する。地域の有力者が、朝鮮総督府や日本資本などの支配者側とどのような関係性を有していたのかという問題をイワシ漁業・加工業を通じて検討したい。特に一九三一年から開始されたイワシ油肥の統制政策の展開過程は、朝鮮総督府と有力者の関係がどのように変化していくのかを考察する上で適切な事例であると考えられる。なお、清津の有力者、とくに商工業者の動向については木村健二の研究<sup>9)</sup>がある。清津は咸鏡北道において日本人側の経済的な進出の拠点となった地域であり、日本人側の力が圧倒的だった地域である。

木村の研究は植民地期の都市の有力者の動向についての優れた成果であるが、イワシ漁業・加工業の関係者に関する分析は十分におこなわれていない。清津はもちろん一九三〇年代以降、商工業・貿易の拠点とされていくのであるが、その根底でイワシ漁業・加工業が拡大を遂げていることを見逃すことはできないだろう。いわゆる「工業化」がそれほど進展していったわけではない一九三〇年代以前の清津の有力者を理解する上でも、イワシ漁業・加工業の分析は必須である。

第四に、イワシ漁業・加工業をとりあげることで、日本本国と植民地の関係性の一端を具体的に明らかにすることにつながる。イワシは日本本国へと移出され、日本産業を「支える」重要な役割を果たし、日本本国の資本も朝鮮のイワシに着目し朝鮮への進出を図っていた。足立泰紀は日本近代漁業史の研究動向を整理するなかで、戦前日本の漁業の「飛躍的な伸張」が「植民地研究からみてどうであったのか、明治以降の植民地経営、そして日本帝国の膨張の最大領域である「大東亜共栄圏」において漁業はどのような位置にあつたのか」を明らかにする必要性を指摘している<sup>10)</sup>。本稿は、このような課題を達

成するための一材料を提供することも目的としている。日本本国と植民地朝鮮のあいだにある支配・被支配の關係性をイワシを通じて明らかにするとともに、日本本国側が朝鮮のイワシ資源をどのように収奪しようとしたのかという問題を解明していきたい。

これまで植民地期朝鮮における漁業とその加工業に関する研究は多いとは言えず、本稿でとりあげる内容を本格的に扱った研究は存在しない<sup>(1)</sup>。また、金秀姫は朝鮮のイワシの歴史に関する書籍を発表したが、イワシ漁業統制政策については簡略に言及するにとどまっている<sup>(2)</sup>。右にあげたような本稿の問題意識に基づく議論は、また十分に展開されていないのである。

本稿では、具体的に以下の三つの課題を明らかにしていきたい。第一に、イワシ漁業とその加工業の概要、すなわち、イワシはどのような用途で利用され、流通ルートはどうだったのかといったことを論じる。そして、一九二三年以降のイワシ漁業・加工業の急速な拡大が、どのような社会変動をもたらしたのかを検討する。第二に、一九三一年に実施されたイワシ油肥の統制政策を検討する。統制政策がどのような目的の下ではじめられ、それ

は社会や人びとにとってどのような意味を持っていたのかを考察する。第三に、イワシ油肥の加工業者や漁民・労働者の反対運動に着目することで、統制政策に抗して人びとがどのような実践を展開したのかを跡づきたい。

なお、本稿では、イワシの加工品としての油・粕・肥は、当時の史料上の用語にあわせてそれぞれ鱈油・鱈粕・鱈肥と記す。また、イワシ加工業は史料上では「製業」と表記されることが多いが、本稿では史料の引用部分を除いて加工業という用語を使用する。史料の引用にあたっては、適宜、旧漢字は新字体に直し、句読点を補った。史料中には、「鮮内」など差別的な表現が見られるが、歴史的用語として引用した。朝鮮語の文献については、筆者やタイトルの前に\*を付けて示し、筆者が翻訳の上で引用した。なお、引用文中の「」は筆者による補足である。

## 一 朝鮮イワシ漁業と加工業

### (一) イワシの用途

漁獲されたイワシの大部分は、鰯油、鰯粕として利用される。鰯油はその大部分が硬化油原料として使用される。その約二分の一が海外に輸出され、その他は石けん、蠟燭、火薬等の原料として日本国内で消費される。<sup>(3)</sup> 鰯油の利用用途は以下の通りである。

・鰯油の利用法<sup>(4)</sup>

鰯油 一、原油——鞣革保革用

二、原油、乾性油混合加工—ペイント

三、原油水素添加——硬化油

四、原油加水分解——脂肪酸、グリセリン

・硬化油の利用法<sup>(5)</sup>

硬化油 一、硬化油鹼化↓石鹼（化粧用、洗濯用）

グリセリン（薬用、火薬用、煙草用、印刷

インキ用）

二、硬化油加水分解↓グリセリン

脂肪酸①ステアリン酸（蠟燭、石鹼、化粧

品、化学用）

②オレイン酸（マルガリン、織物糊

料、潤滑油）

鰯粕は、其の大半は肥料として日本国内で消費される。朝鮮のイワシ漁業及びその加工業は、日本油脂工業の原料の供給源、農業の肥料の供給源、そして日本の輸出品の原料を供給するものであった。そのため、「本邦〔日本〕重要産業の振否に影響する所極めて大なる」といわれたのである。<sup>(6)</sup>

（二）朝鮮イワシ漁業・加工業の日本本国から見た「利点」

樺太、北海道から東北、北陸、南は九州にわたる各種魚油をあわせても、その製造量は朝鮮の鰯油に及ばなかった。また、朝鮮のイワシ漁業は漁期が六月から一月と極めて長かった。それに比して日本本国は漁期が短く、時季を地域ごとに異にしているため、買収には費用がかかり、まとまった数量が得難いという問題があった。また、日本本国では漁期の関係上一時に購入し長期間ストックするリスクも大きかった。朝鮮ではこれらの問題は

解決されることになった。<sup>(17)</sup>

朝鮮のイワシは漁獲の豊富さや漁期の長さから極めて有望と期待されており、「内地硬化油業者並輸出業者」によつて「重要視」されていたのである。<sup>(18)</sup>

また、一九二九年の段階で朝鮮総督府殖産課は、鰯油について利用用途の広範さから「産業上、国防上の価値実に大なり」との認識を示していた。<sup>(19)</sup>

### (三) イワシ漁業の拡大

イワシは植民地期以前にはどの程度利用されていたのか。植民地期の記録では、元来、朝鮮においてはイワシは「普通食料としては油があまりにも多く歓迎をそれほど受けていなかった」し、そのためイワシは「漁民たちは観て見ずで、用いる所が無いとして看過していた」といわれている。<sup>(20)</sup> また、別の記録では、朝鮮人には古来「鰯粕を農作物に施す慣習」はなかったといわれている。<sup>(21)</sup> しかし、朝鮮王朝時代から定置網漁が存在し、<sup>(22)</sup> そこで得られたイワシを利用していたことは想定されるし、金秀姫の指摘によれば植民地期以前において、イワシはある程

度食用とされ、流通もしていたし、一九世紀には南海岸を中心にさまざまな漁法がおこなわれていたという。<sup>(23)</sup> イワシ漁業やイワシの利用は、植民地化以前から朝鮮でおこなわれていたのである。

日本の朝鮮侵略に伴つて、「大体日露戦役後日本人漁夫が南海近海に出漁し煮乾鰯製造の傍鰯圧搾肥料の製造」をはじめ、その後朝鮮南部において徐々に拡大していったという。ただし、その規模はその後のイワシ漁業の隆盛と比較したときに、限定されたものであった。<sup>(24)</sup>

イワシ漁業の状況が急変したのは、一九二三年秋に咸鏡北道沿岸に突如としてイワシの大群が現れてからである。一九二三年以降、増加をとげ多く利用されたのはマイワシ（チョンオリ）である。<sup>(25)</sup> 表1は、イワシの漁獲高の変遷を示したものである。一九三〇年以前はイワシの内訳は不明であるものの、「眞鰯の割合は昔程減少し大正十二年以前は大部分が片口鰯であったらしい」といわれるので、一九二三年頃まではカタクチイワシが多数であったのが減少し、マイワシが大量に回遊するようになったのであろう。一九二三年秋に大群が現れたものの、漁法を知る者も少なく、突発のこ

表1 朝鮮におけるイワシの漁獲高 (単位:トン)

	イワシ総計	マイワシ	カタクチイワシ
1911年	9,428	-	-
1912年	17,906	-	-
1913年	23,629	-	-
1914年	38,670	-	-
1915年	71,700	-	-
1916年	79,466	-	-
1917年	66,855	-	-
1918年	68,599	-	-
1919年	74,171	-	-
1920年	38,858	-	-
1921年	72,465	-	-
1922年	66,833	-	-
1923年	73,856	-	-
1924年	71,711	-	-
1925年	98,591	-	-
1926年	146,033	-	-
1927年	271,361	-	-
1928年	306,983	-	-
1929年	389,595	-	-
1930年	331,519	303,270	28,249
1931年	397,875	375,075	22,800
1932年	313,913	275,903	38,010
1933年	372,208	336,752	35,456
1934年	628,002	580,125	47,877
1935年	-	800,402	-
1936年	-	735,075	-

とで漁獲物利用の設備をおこなう余裕もなかったため、同年は大幅な増加は見込めなかった。しかし、翌年魚群の再来により、鰺粕と鰺油の加工業の設備をおこなう者が増加した。さらに翌一九二五年には漁撈・加工ともに規模を拡張し、また新たに着手する者もいたと

いう<sup>(7)</sup>。表1の数字が一九二五年に急増し、一九二六年以降にさらに拡大を遂げていくのはそのためであろう。表2は鰺油の生産高を示したものである。一九二四年から増加をはじめ、その後大幅な拡大を遂げていることが看取される。

- (1)「イワシ総計」はマイワシとカタクチイワシの合計である。  
 (2) 1936年のマイワシの漁獲高は、11月末までのものである。  
 (3)「-」は不明である。  
 出典: 大島幸吉『朝鮮の鰺漁業と其加工業』1937年、18～20頁。

表2 鰺油生産高 (単位:トン)

	鰺油
1918年	387
1919年	605
1920年	505
1921年	705
1922年	513
1923年	205
1924年	1,299
1925年	4,708
1926年	12,998
1927年	32,216
1928年	32,500

出典: 朝鮮総督府殖産局『鰺油に関する調査書』1929年、3～4頁。

次にイワシ漁業がどのようにおこなわれていたのかを具体的に見ていこう。江原道では「昭和元年には、注文津の一、二業者がその郷里の長崎県地方の鰺刺網を真似て大羽鰺（マイワシのこと）を漁獲し、更に注文津に鰺油肥製造工場を新設して、いづれも相当の成績を挙げた。翌二年には長崎県の刺網通漁者が数隻入り込んで漁撈し、道水産試験場でも漁業者に刺網を貸付けたので、道内に普及を見た」<sup>(28)</sup>。

一九二九年の記録では、イワシ漁業者の大部分は明太魚（スケトウダラ）漁業に従事する者であるとされている<sup>(29)</sup>。イワシ漁業において「大正十三年には鰺流網漁業の急激な勃興を見るに至った」といい、「最初は流網漁船も従来メンタイヤタラ等の延縄や其の他の漁業に使用した幅九尺内外の朝鮮型帆船が多<sup>(30)</sup>」かった。従来明太魚漁業に従事していた者がイワシ漁業へと転換を図っていったものと思われる。

その後、次第に「改良型漁船の普及を見ると共に昭和三年、四年には発動機附漁船の出現となり更に昭和四、五年の流網最盛期を現出するに至った」<sup>(31)</sup>。さらに、一九二九年頃から朝鮮南部における鯖巾着網漁業や朝鮮北部に

おける鯧巾着網漁業が、イワシ流網漁業の盛況に刺激されてイワシ巾着漁業へと転換を図った。しかし、「昭和六七年には経済界の不況と不漁の為に一時倒産者続出し操業隻数も著しく激減した」<sup>(32)</sup>。ここでは激減の理由として不況や不漁をあげているが、これ以外に後述するように一九三一年から開始されたイワシ油肥の統制政策が操業隻数の減少の背景にはあるように思われる。表3から明らかのように、各道とも一九二九年、一九三〇年頃を頂点に操業隻が減少している。

朝鮮型帆船から流網の機船へ、さらには巾着網の機船へと技術的な「向上」がみられたわけであるが、依然として大多数は朝鮮型漁船であったことは見落としてはならないだろう。「漁獲方法が現代式漁獲を使用する少数の日本人を除くと、多数朝鮮人は朝鮮型漁船漁具を使用する小規模的生産工場（小規模的生産の意力？）が多数である」といわれていた<sup>(33)</sup>。表3の数値もそのことを反映しているといえ、「帆船（刺網）」が多数である。

このことと関連して重要なのは、技術的に高度とされていた巾着網は朝鮮総督府による許可制であり、そのなかで日本人の方が優遇されていたということであ



る。日本人側が少数ながらも技術的優位に立てたのは

植民地ゆえである。<sup>(4)</sup> 朝鮮人の大多数は植民地という状況において、朝鮮型帆船を全面的に活用していたのである。

表4は一九三五年度のイワシの漁獲高を地域別に示したものである。咸鏡北道だけで全体の四四%を占めており、咸鏡南道、江原道をあわせて五〇%である。イワシは北から南へと廻遊するために、朝鮮の東北部、特に咸

鏡北道で多くなったのである。

(四) 一九二〇年代におけるイワシ漁業・加工業の支配構造

鱈油肥統制が実施される以前、イワシ漁業・加工業をめぐっては問屋を頂点とし、そこに加工業者、そして漁民・労働者が従属させられている支配構造が形成されて

表3 朝鮮におけるイワシ漁船数(1927年～1941年)

(単位:隻)

年	咸鏡北道			咸鏡南道			江原道			慶尚北道			慶尚南道		
	帆船 (制網)	機船 (制網)	機船 (巾着)	帆船 (制網)	機船 (制網)	機船 (巾着)	帆船 (制網)	機船 (制網)	機船 (巾着)	帆船 (制網)	機船 (制網)	機船 (巾着)	帆船 (制網)	機船 (制網)	機船 (巾着)
1927年	1,253	24	43	743	-	18	-	-	-	-	-	-	491	-	-
1928年	1,900	31	53	972	-	59	-	-	-	-	-	-	530	-	-
1929年	2,484	97	59	1,245	-	64	-	-	-	-	-	-	130	-	-
1930年	2,900	127	54	1,034	20	66	1,022	139	61	-	-	-	515	-	-
1931年	2,126	43	32	1,250	34	31	934	55	113	453	18	20	327	-	-
1932年	1,919	40	27	1,299	36	28	922	44	74	377	1	7	185	-	-
1933年	1,644	54	34	1,180	13	50	1,007	65	74	997	74	13	195	-	-
1934年	1,689	121	43	1,254	11	70	1,568	71	100	564	54	11	65	81	3
1935年	2,038	164	56	822	30	95	1,784	72	96	592	32	80	528	-	4
1936年	2,619	208	72	772	108	132	1,256	388	127	332	70	100	588	18	4
1937年	2,603	327	98	1,438	132	180	2,428	219	180	1,123	155	120	650	224	11
1938年	1,747	320	119	644	35	178	1,692	199	181	929	156	124	475	89	14
1939年	1,631	236	119	555	30	180	909	171	185	456	252	140	491	70	8
1940年	1,551	156	132	741	132	180	883	46	164	692	235	143	374	46	2
1941年	1,555	170	123	978	216	180	835	315	149	269	173	140	195	20	6

出典：朝鮮鱈油肥製造業水産組合連合会『昭和十七年油肥年鑑』1942年、5～6頁。  
 (1)「-」は原表の「マ」であるが、その意味については特に記載がない。

表4 1935年地域別イワシ漁獲高(単位:トン)

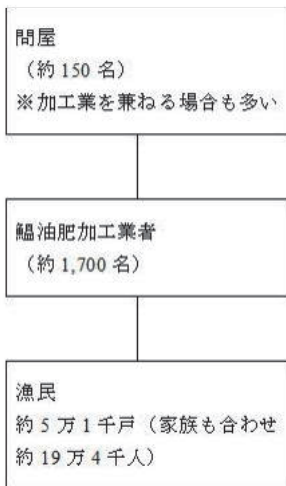
	漁獲高	比率
咸鏡北道	355,453	44%
咸鏡南道	185,266	23%
江原道	212,671	27%
慶尚北道	36,418	5%
慶尚南道	10,599	1%
合計	800,402	100%

(1)合計が800,402トンであるので、表1と照らし合わせて、この表の漁獲高はマイワシに限定されていると考えられる。(2)各地域の合計を算出すると800,407トンであるが、原表ママとした。

出典:大島幸吉『朝鮮の鯷漁業と其加工業』1937年、24~25頁。

いたが、それを示したのが図1である。当時のイワシ漁業に従事する漁民は、東海岸五道で約五万一、〇〇〇戸といわれ、その家族も合わせると約一九万四、〇〇〇人であった。しかし、その大部分はほとんど資力のない零細な漁民が、五、六名で一つの単位を作って漁業をおこなっていた。これら大多数の資力なき漁民は、漁具や日用品まですべて鯷油肥加工業者から現物を前借りして、生活を支えていた。漁民たちは漁獲物をもって前借りを

図1 統制政策以前のイワシ漁業・加工業の支配構造



返済していくこととなり(漁獲物または製品を委託販売するという契約の下に、資金の融通を受けているケースが多かった)、<sup>(35)</sup>隷属的な地位におかれたのであった。しかも、漁獲物は低価格で売却されることになった上に、前貸しも高利であった。一方で鯷油肥加工業者も鯷油肥問屋約一五〇名には隷属的地位に置かれていた。これは加工業者の大部分が極めて小規模の経営であり、漁民に対する前貸資金および自己の事業経営に要する資金の大部分を問屋から融通を受けていたためである。その融通資金は高利であった。「鯷油肥製造業者に対するこの巨額

の融資は、製造業者にとつては到底償還の望みのないものであつた。「債権債務上に於ける幾多の不合理、矛盾は、製品売買の上に、問屋業者の搾取に形を変へて現はれた。貸借関係が、製造業者の製品を問屋業者が買取ることを条件とし、更に債務の一部返済が製品売買の際に行はれる以上多くの場合に於て製品の価格が問屋業者の一方的主張に支配されるのも免れ難」かつたのである。また、加工業者は、漁網、石油、缶、蕈などの事業用品を問屋から購入あるいは前借りしていた。問屋間には何ら連絡組織等はなかつた<sup>(6)</sup>。なお、日本本国への輸出の場合、鯷肥は輸出業者（問屋）から日本本国各地商人に供給し、鯷油は輸出業者（問屋）から日本硬化油及びその他製造工場に供給した<sup>(7)</sup>。

一九二七年の記録には、「内地側商人と直接取引を為す鮮内有力商人」として、以下の人物があげられている。

#### 咸鏡北道

清津府 佐藤貞平、松下長次郎、森野和二郎、安村賢太郎、長井出張所（富山県）、辛良極、旭水産株式会社、林兼商店

雄基 須藤健三、油野出張所

城津 北川三策、森野喜代重、森田熊三郎

#### 咸鏡南道

端川 廉璟薰、金守根（汝海津）

新浦 吉村善行出張所（萩）

元山 森野實壯、和田恣

#### 慶尚南道

釜山 西野為作、布谷商店、今城支店、釜山貿易会社、<sup>(38)</sup>商會

右の人びとは問屋、その中でも特に有力な者たちと考えられる。そして、この中では日本人や日本側の企業が多数を占めていることが明らかである。このようにイワシ漁業・加工業をめぐっては、日本人を中心とする問屋を頂点とし、加工業者、漁民・労働者を従属させる支配構造が形成されていたのである。

こうした支配構造が形成されたのは、イワシ漁業・加工業が拡大をとげた一九二〇年代のことと考えられる。朝鮮最北の地である咸鏡北道慶興郡を例に検討してみよう。同郡では、一九一三年当時「水産製造高」は三万九、

〇三六円であったが、一九二六年には八四万七、六九四円となり、約二二倍の増加を示している。一九二六年の内訳をみると、圧搾肥料三二万八、二一四円、魚油二一万一、四二六円であり、この二つだけで五〇万円を越えている。<sup>39)</sup>一九一三年の内訳は判明しないものの、圧搾肥料と魚油が製造業の拡大の中心に位置していたことは間違いない。前述の間屋―加工業者―漁民といった販売の構造は一九二〇年代に形成されたものと思われる（ただし、朝鮮王朝時代の同漁村の状況については調査できていないので、元々あった秩序がどのように再編されたのかまでは不明である）。慶興郡の代表的な漁村である新安面（のちの羅津府）では、漁場の所有者が鱈油肥加工工場を経営しており、そうした人びとの多くは面協議会員を務めていた。鱈油肥加工工場の経営者が地域有力者を構成していたのである。<sup>40)</sup>一九三九年の満鉄の調査記録によれば、新安面協議会員であった金大甲の鱈油肥加工工場は一九二八年の設立であった。新安面において、それよりはやいものは、同史料に掲載されているもののなかでは一九二七年設立の「金東鱈油肥製造工場」があるだけで、それ以外は一九三〇年代の設立である。同史料

に掲載されている羅津の加工工場は、数十名規模の従業員の工場である。<sup>41)</sup>同史料に掲載されていない小規模な工場もあると考えられるが、主として一九二〇年代後半以降に工場建設が進んだのである。また、一九二七年の記録では咸鏡南道新浦において、油肥の工場が一年間で二七箇所から、約二倍の五三箇所へと増加したという。<sup>42)</sup>清津においては、一九二四年にイワシ加工業を扱う林兼商店と東一商店が設立されており、一九三〇年代にかけて工場建設が続いている。清津には数百名単位の従業員を抱える大規模工場が数多く存在した。<sup>43)</sup>なお、一九二七年度の咸鏡北道の海産物の総輸移出高は約一千万円であったが、そのうち約七〇〇万円が清津から出荷されたものであった。<sup>44)</sup>

以上のように一九二三年以降に拡大したイワシ漁業は、一九二〇年代後半以降に各地で油肥の加工工場建設を押し進め、工場主は地域の有力者として台頭し、その下に漁民の隷属化が進んでいったのである。ただし、油肥工場の規模は地域によって異なっており、特に咸鏡北道の清津では大規模な加工工場が建設され、生産額も大きかった。問屋を兼ね、移出に直接にかかわる加工業者も多かった。清津の有力者の力はそれに伴い強大なものにな

つたと思われる。その一方で、それ以外の漁村では小規模の工場主が地域有力者として台頭していた。これらの小規模の工場主は自ら貿易をおこなうことは難しかったと考えられるから、他の大規模業者の下に従属していたものと思われる。

### (五) 一九二〇年代におけるイワシ漁業・加工業の「問題点」

当時、朝鮮の鰵油は品質上問題が多く、また容量も不定であるなどの課題があるといわれていた。こうした見方は、イワシ資源の安定的な確保をねらう日本側の論理に基づくものだが、ここでは、当時、どのようなことが「問題点」と見なされていたのかを確認しておこう。

一九二八年に鰵油の注文が増加し相場が高騰した際に、朝鮮側の商人は鰵漁船と加工設備の整備によって大増収が見込めると判断し、先約に次ぐ先約を続け、頭数だけ合わせようとするあまりに不良品が混ざり込み、また契約をきちんと履行しないなどの問題が生じた。このようにななかで日本本国側では、魚油の検査を求める動きがお

こつた。また、朝鮮内業者間においても検査実施中の北海道産が高値で取引されているのを見て、検査実施の必要性を認識した<sup>(45)</sup>。

また、一九二九年朝鮮総督府殖産局は、鰵油の粗製濫造を防止するために漁獲後加工に着手するまでのイワシの処理法や、加工設備の改善、さらには鰵油に関する講習の必要性などを主張している。そして「今日行はるゝ各個人の小規模製造法は既に行き詰りの状態にあるを以て、今後更に進歩したる小資本設備として、適當なる機械の現れざる限り依然漁獲高のみ増進を見るに於ては徹底したる製品の改善（殊に天候に支配せらるゝ搾粕に於て然り）は至難と謂ふ外なく、結局将来朝鮮産大羽鰵処理に関する根本問題を解決するの使命を有するものは、大規模機械工業（彼のミーキン式の如き其の一例なり）の出現にあるべし」と述べている<sup>(46)</sup>。

以上のように朝鮮のイワシ加工業は、粗製濫造がおこなわれており、日本本国側の業者の不満を高めていた。また、小規模の施設のみでは状況の打開は期しがたく、大規模工場により加工をおこなうことへの必要性が朝鮮総督府内では認識されていた。前述の通り「産業上、国

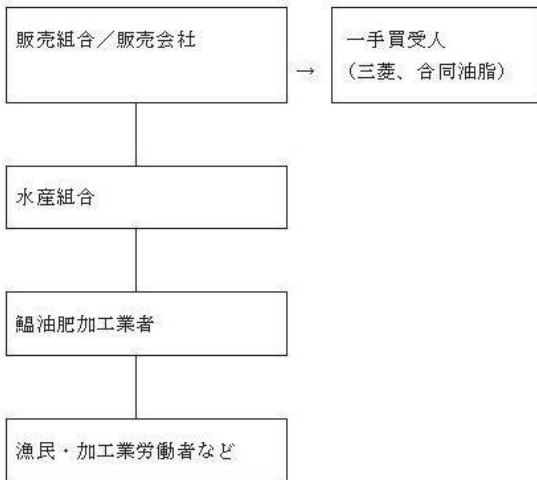
防上の価値実に大なり」との認識を持つ朝鮮総督府殖産局は、日本本国の業者の意向を背景として、加工品の安定的な供給をおこなう必要性を認識していたものと思われる。

## 二 統制政策の展開

ここでは、鱈油肥の統制政策がどのような目的でおこなわれたのか、そしてそれは朝鮮社会にとっていかなる意味を有していたのかを論じていく。

図2は、一九三一年から実施された鱈油肥統制によって、イワシ漁業・加工業をめぐってそれ以前に存在していた問屋―加工業者―漁民・労働者という支配構造が、どのように再編されたのかを示したものである。鱈油肥の一手買受人が指定されるとともに、新たに販売組合／会社及び水産組合が組織され、販売を統制することとなった。販売組合／会社は後述するように、問屋によって組織された。鱈油肥の販売統制により、事前に取り決められた価格で買い受けがおこなわれるようになったと同時に、中間の団体が増加する結果となっている。中間団

図2 統制政策によって再編されたイワシ漁業・加工業の支配構造



体では、手数料や組合費が発生し、それは鱈油肥加工業者や漁民、そして、加工業に従事する労働者の負担増へとつながった。また、販売協定によって、イワシ加工品の価格は暴落した。

結論を先取りすれば、鱈油肥統制政策とは、日本資本に低価格で安定的に鱈油肥を供給することを目的とした

ものであった。統制政策は、イワシ漁業・加工業を合理化するのではなく、既存の間屋を頂点とした従属関係を温存・強化し、間屋の利益を擁護するものであった。そして、この統制政策は加工業者へと矛盾を押しつけ、さらにはその下で働く漁民や加工業に従事する人びとを圧迫するものだったのである。

以下では、イワシ漁業の統制政策がどのように導入されたのか、いかなる矛盾を有していたのかを考察していく。

## (一) 世界恐慌の影響

一九三〇年、朝鮮のイワシ漁業と製造業は世界恐慌の影響を大きく受けた。農産物の価格下落は肥料の価格低下へとつながり、朝鮮鰯粕の暴落へとつながった。敦賀、下関沖渡において二等品十貫の月別平均値段は次のようであった。

最高	最低
一九二七年 六円	四円二〇銭

一九二八年	五円四〇銭	四円三〇銭
一九二九年	五円四四、五銭	四円三二、三銭
一九三〇年	四円二〇銭程度	二円四〇銭 <sup>(47)</sup>

また、鰯油についても神戸沖渡一缶の価格は一九二九年一月に四円三〇銭だったものが、その後低落し続け一九三〇年末には一円四〇銭以下まで下落した<sup>(48)</sup>。一九二七年を一〇〇として、価格の指数を示せば次の通りである。

	鰯粕	鰯油
一九二七年	一〇〇	一〇〇
一九二八年	九〇	一四七
一九二九年	七五	一三一
一九三〇年	四九	六一
一九三一年	五四	四九 <sup>(49)</sup>

世界恐慌が朝鮮イワシ漁業・加工業を直撃したことがわかる。このような中で問屋は、製品の価格暴落に伴って金融を手控えることになった。そのため加工業者はたち

まち経営困難になり、操業を中止するものが続出した<sup>(50)</sup>。  
「採算ノ見込ナク、已ムヲ得ズ製造業者ハ製造ヲ中止セントシ、漁業者ハ生鯛ノ価格安値ノ為、到底生計ヲ維持スルヲ得ザル苦境ニアリシ折柄、製造業者ノ製造中止ニ伴ヒ愈々出漁不能ノ窮状ニ陥ラントシ、斯業関係労働者亦生計ノ途ヲ失」つたのである<sup>(51)</sup>。

## (二) 統制に向けての動き

このようななかで鰯油肥加工業の工場主たちは一九二九年秋に「各津」にまず工場組合を設置し、一九三〇年に入つて加工業者結束の下で水産組合を設置した。需要地である各地域と連絡し、鰯油肥の価格を騰貴させようと努力していた<sup>(52)</sup>。加工業者たちが作るうとした水産組合は、次のようなものだったという。

工場組合の最高機関として水産組合を組織し、重要工場地帯に本部を置き、その工場主中活動機敏な人は組合長に選挙し、その次に工場地に支部を置いて、人件費経営支出は絶対必要ではなく、ただ必要

が発生する時期によつて経費を支出し、資金融通方式は各工場主たちが連帯責任で金融機関で貸し付けを受けるといふことである。そして製造輸出は直接自己の手を経て需要家に、あるいは好機を利用して輸出商に競争販売にしようとするのである<sup>(53)</sup>。

この動きは、後述する朝鮮総督府が主導した上からの水産組合設置の動きとは異なるものであり、下からの自発的な暴落への対策であつたと考えられる。ただし、ここでいう「下から」とは、植民地支配に対しての意味である。加工業者は漁民からみれば、上位の存在に過ぎない。また、朝鮮総督府に対して成南、江原の製造業者たちは「救済策樹立」を求める請願をおこなつていたというが、詳細は不明である<sup>(54)</sup>。

一方、こうした加工業者たちの動きとは別に、それより上層においても暴落へ対応する動きが見られた。一九三〇年七月二日清津漁業組合長瀬戸茂一郎<sup>(55)</sup>、清津輪移出海産物商組合長長井甚作<sup>(56)</sup>、咸鏡北道機船旋網組合長松下長治郎<sup>(57)</sup>が請願をおこなつた<sup>(58)</sup>。松下長治郎は『東亜日報』の記事<sup>(59)</sup>の中で「各製造者の製品買い受けを主業として営



為してきた」とされ、問屋の代表格として紹介されている。これら三名は問屋などの水産業において有力な地位を占めていた者たちの利害を代表しているといえる。

松下は、朝鮮総督府に請願をする一方で、瀬戸、長井などの有力な同業者と連日協議し、市価惨落の最大の原因は生産・販売の両方面に問題があるとして、生産制限をおこなうとともに、販売については「一手引受人」を指定し、底値を設けるとの方策を考案した。そして、当時朝鮮鰹油の最も有力な買受人であった合同油脂グリセリン株式会社常務取締役長久伊勢吉を朝鮮に招き、賛同を得た。朝鮮総督府殖産局水産課長西岡芳次郎も松下らの動きに同調し、長久に合同油脂の一手買受方針のとりまとめを要請した。これを受けて長久は東京へ戻り、松下も「側面工作」のために東京へと向かった。結果、合同油脂は七月九日頃、買受をすることに同意する方針を伝えてきた。<sup>(60)</sup>

朝鮮総督府殖産局では、鰹油肥市価暴落の原因を突き止めるべく調査にあたった。その結果、世界恐慌に基づく物価暴落がその主たる原因であるものの、それ以外にも生産過剰による「売急ぎ」、「販売方法の欠陥」、魚油お

よび植物油の世界的増産や人造肥料の進出もあったことが判明した。朝鮮総督府としては「鰹油が内地に於ける硬化油工業の主要原料として欠くことのできないものがあり、また鰹搾粕が人造肥料の到底及ばぬ特効を有してゐる」と考えていた。そこで、「万難を排して業界を整理し、業者の活動を組織化し合理化することに依り、初めて業者の活路を発見する」との方針を立てた。<sup>(61)</sup> 朝鮮総督府が鰹油を「産業上、国防上の価値実に大なり」とみていたことはすでに指摘したとおりであるが、大暴落をきっかけに鰹油肥の安定的供給に向けて、「整理」「組織化」「合理化」が目指されることになったのである。

朝鮮総督府は一九三〇年七月一四、一五日に関係業者を招致して、懇談会を開催し対策を協議した。<sup>(62)</sup> 懇談会の参加者を地域別・民族別に示せば次の通りである。

咸鏡北道	朝鮮人一一、日本人一六、計二七
咸鏡南道	朝鮮人一七、日本人一六、計三三
江原道	朝鮮人四、日本人九、計一三
慶尚北道	朝鮮人三、日本人四、計七
慶尚南道	朝鮮人〇、日本人七、計七

この時点で、統制政策に関する朝鮮総督府との「懇談会」に参加することが可能であったイワシ漁業・加工業において有力な位置を占める者としては、地域的には咸鏡南北両道だけで六〇名を占めていることがわかるが、これは前述した生産量の比率とも符合する。また日本人だけで五二人を占めており、日本人の優位性は明らかである。ただし、慶南においては朝鮮人が〇人で全員が日本人であるのに対して、咸南では朝鮮人が日本人を一人上回るなど、両民族が人数上は拮抗している地域もあった。

「懇談会」は、地域・民族のみならず、業態においても漁業者、加工業者、問屋が混在していたので、議論は一致しなかった。朝鮮総督府側は、懇談会に出席した合同油脂の長久と、一缶二円で一手買受の売約を成立させようとしたのであるが、咸鏡北道の業者間に意見の分裂をみたため、売約が見合わせとなったのであった。

### (三) 水産組合の設置

一手買受案が認められなかったことから、水産課長西岡と松下長治郎は鱈油加工業者を組合員とする水産組合設置へと動き始めた。対策がまとまらなかったのは、業界の「改善対策実行上の中心となるべき製造業者」が何ら組織を有していなかったためと考えたからである。<sup>(63)</sup>

水産組合とは、「当該水産業の改良発達を図り、営業上の弊害を矯正する」ことを目的とする組合であり、「朝鮮漁業令」五四条、一九二九年一月公布、制令一号<sup>(64)</sup>、「一定ノ地区内」に居住する漁業者または水産物の製造、取引もしくは保管を営業とする者によって設立することができた(同五一条)。水産組合が成立した場合、組合の地区内に居住する者で規約により組合員の資格を有するものはその組合の組合員となるものとされた(同五三条)。水産組合を設立する際には、発起人が規約を定め、組合の地区たるべき区域内に居住するもので組合員の資格を有するものの三分の二以上の同意を得て、朝鮮総督の認可を得ることとなっていた(同五二条)。

朝鮮総督府は鰯油肥製造業水産組合を咸鏡南北両道、江原道、慶尚南北両道の各道にそれぞれ設立する方針をとった。ところが、釜山の「取引業者」（問屋に該当するだろう）約百五十名（專業約五〇名、副業約百名）のうち「比較的中小業者」の六十五名は、一九三〇年八月一日、反対の陳情をおこなった。その反対の論理は「水産組合が設立され、鰯油の共同販売を実施されるときは、従来の鰯油取引業者は、製造業者に対する貸付金回収の途を失ひ、また今後の資金貸付もできなくな」り、水産組合の設立は「製造業者」（加工業者）・「取引業者」のいづれにも不利であるということであつた。このほかにも咸南北両道においても水産組合を「喜ばぬ者が少なくなくかつた」<sup>(65)</sup>。また、新聞報道によれば、慶南では「鰯油製造業者数よりも販売業者が多数を占めている關係上双方の意見が容易に一致でき」ないとされている<sup>(66)</sup>。一方、朝鮮総督府は前記の懇談会においてむしろ「取引業者」から水産組合設立の要望があつたことから、反対の声は「取引業者」全体のものとは認めがたいとした。そして、西野為作（慶南）、森野実壯（咸南）、太田盛三（咸南）、松下長治郎（咸北）などの「取引業者」が、その他の「取

引業者」を「指導」することで、水産組合反対の声は次第に「緩和」されたという<sup>(67)</sup>。ここで重要なのは、「取引業者」の中でも水産組合設立に対する賛否が分かれたことである。賛成したのは「懇談会」に参加できるような有力者であり、反対した側はそこからもれている中小業者と考えられる。

道ごとに設置された水産組合に批判的な新聞記事は、「鰯油肥製造業者たちが〔下から〕創設した水産組合を、〔朝鮮総督府は〕道に本部を置くようにさせ、道内務部長が会長を自任し、鰯油肥問題に直接關係干渉するようになった」と述べている。すでに述べたように、各地で加工業者たちによる下からの水産組合の設置がみられたが、これを朝鮮総督府は道ごとの組織として改編していったことが伺われる<sup>(68)</sup>。

こうして各道に水産組合が設立されることとなつた。水産組合設立の趣意書は次のように述べる。

製造業者ノ多クハ鰯漁業ノ発達ニ伴ヒ簇出シタルモノニシテ未ダ十分ナル製造技術ヲ有セズ、為ニ粗製濫造ノ弊ニ陥リ、製造品位ノ不統一ヲ来シタルノミ

ナラズ、取引上ニ於テモ亦乱脈ヲ来シツツアリテ、  
当業者ノ蒙ル不利不便甚大ナルモノアルヲ以テ、朝  
鮮東海岸ニ於ケル当業者相諮リ……<sup>(69)</sup>

水産組合の事業は次の通りである。

- (一) 鰯油及鰯搾粕品質改善に関する施設
- (二) 鰯油及鰯搾粕の取引改善及販路拡張に関する施設
- (三) 鰯漁業に関する調査
- (四) 組合員製造品の共同販売
- (五) 組合員の営業に必要な物資協同購入
- (六) 組合員の営業に必要な資金貸付
- (七) 其他鰯油及鰯搾粕製造の改善発達に營業上弊害矯正に必要な施設<sup>(70)</sup>

水産組合は慶南を除く四道では一九三〇年一〇月から  
一一年にかけて認可され、慶南でも設立する方針となり  
翌三一年三月に認可した。一例として、咸鏡北道鰹油肥  
製造業者水産組合の設立当時の役員を示せば次の通りで

ある。<sup>(71)</sup>

組合長	金時権
副組合長	松下長治郎
理事	樫田一郎
監事	藤井大吉
	辛良極
	長井甚作

組合長の金時権は咸鏡北道内務部長である。咸南、江  
原においても内務部長が組合長であり、慶北では内務部  
産業課長が組合長であった。<sup>(72)</sup> また、咸北の理事の樫田一  
郎は咸鏡北道内務部産業課の技手である。<sup>(73)</sup> 咸北の副組合  
長は、鰹油肥統制の旗振り役であった松下長治郎が就き、  
長井甚作も監事となっている。また辛良極は資本金五万  
円の合名会社辛良極商店(海陸物産売買、商品委託販売)  
の代表者である。<sup>(74)</sup> 水産組合は、朝鮮総督府による統制の  
強い組織であるとともに、統制を推進した水産業におい  
て有力な地位を占める者たちによって中心的役割が担わ  
れたのである。

洪原の朴炯壽は『東亜日報』の投稿記事の中で、「水産組合には多くの人員を要することになるが、一は水産組合支部を各海洋に設置し、支部長または書記若干人配置さらに監督若干人、これが一ヶ月平均各地支部の雑費をあわせて、毎支部に三四百円に達することは、当然組合員である各地工場主たちが経常で弁出するしかない」とする<sup>(75)</sup>。また、「製造者達が作るうとした水産組合」と「今の水産組合」の違いの経済的側面として、後者が「組合費十円という過額」と、「油粕手数料幾千円」を何らメリツトなく、加工业者に支出させていることを指摘している<sup>(76)</sup>。元々加工业者たちが作るうとした組合と違って、現在の水産組合は加工业者の負担増でしかないというのである。

『朝鮮鰯油肥統制拾年史』（一九四三年）は、松下らが水産組合設立に際して、「朝鮮鰯油肥製造業発展のため一身の利害を顧みなかった」として、「犠牲的精神」と称えている<sup>(77)</sup>。しかし、松下ら有力者が水産組合の役員についてことや、中小業者が水産組合設立に反対していた事情を考慮するのであれば、水産組合の設立は問屋の中でも総督府とのパイプを持つ松下のような極めて有力な層の

利益に供するものとして設立されたというべきであろう。

#### (四) 鰯油肥対策協議会の開催

一九三一年一月一九日から二一日にかけて、朝鮮水産会館において鰯油肥対策協議会が開催された。朝鮮総督府からは殖産局長松村松盛、同局水産課長西岡芳次郎、水産課の上山正樹らの係官、地方からは咸北、咸南、江原、慶北の各産業課長、係官、各鰯油肥製造業水産組合長、副組合長または理事、各油肥問屋、慶南道の係官および油肥問屋の四〇余名であった。ここで「対策案」が審議された。二〇日以降は、各道から官庁側一名、製造業者一名、問屋一名をそれぞれを選定し、「委員会」を組織し、審議がおこなわれた<sup>(78)</sup>。

こうして決定された「振興対策」の特徴を、ここでまとめておきたい。

#### A 販売統制について

販売の系統は、以下の通りである。

加工業者↓水産組合（慶尚南道では漁業組合連合会）

↓販売組合↓買受人

買受人の決定は当局に一任することとした。販売組合員の資格は、「朝鮮ニ居住スル鱒油肥移出業者又ハ鱒油肥製造業者ニ仕込ヲナシ居ル間屋業者、但シ肥料売買営業免許ヲ受ケ居ル者ニ限ル」とされ、そのなかでも各道ごとに「取扱数量及金額ニ関スル制限」を設けることとした。有力な間屋によつて販売組合を構成しようとしていたことがわかる。

そして、水産組合員の製造した油肥の全量は、販売組合に委託することとされ、販売組合は委託を受けた製品の全量を、定められた価格で買受人に引き渡すこととした。販売組合が受けるべき手数料は、「手数料ハ油一缶ニ付七銭、搾粕一俵ニ付二十銭ノ割合ヲ標準トシテ、関係道毎ニ関係当局水産組合及販売組合間ニ於テ協議決定スル」とされた。また水産組合でも、油一缶につき五銭、搾粕一俵につき十銭を標準として組合費が課されることになったので、加工業者は販売組合の手数料と水産組合費を負担することになり、後に見るように反発を招いた。

## B 生産制限

油は二〇〇万缶、搾粕は六〇万俵を標準として生産制限が設けられた。なお、新聞史料によれば、漁船一隻につき生鱒四百五十樽に制限されたという。<sup>79)</sup>

## C 資金の融通

水産組合の起債によつて、加工業者に対して資金を融通することとされた。資金の回収は、販売代金の際に控除によつておこなうことになった。

## (五) 販売価格の仮協定の成立

鱒油肥統制において重要な役割を果たすのは、販売組合から一定の金額で製品の全量を引き受ける買受人であった。買受人は、油については合同油脂グリセリン株式会社、搾粕については三菱商事が選定された。油については、当時特殊商品であったため、合同油脂グリセリン株式会社を除いては大量の油を引き受け得るものは他になかったという事情があった。また、前年から統制のた

めに一手販売に好意的であつたのも合同油脂であつた。搾粕については、三井物産、三菱商事両社が候補としてあげられた。当時、朝鮮において三井と三菱は勢力争いを繰り広げていた<sup>(80)</sup>。販売統制は日本の大資本との利益とも合致するものだつたと考えられる。結局、合同油脂グリセリンとの一致した行動が取り得る点で買受人として適当だと判断され、三菱商事が買受人に選定された。

一九三一年三月七、八日に朝鮮総督府は合同油脂グリセリン(代表者長久伊勢吉)、三菱商事(代表者木本瑛一)との交渉をおこなつた。次いで、一日から一五日には関係各道水産組合および販売組合(または販売会社。組合・会社の設立については後述)代表者と両者代表が連日協議した。その結果、契約期間を五ヶ年とし、一九三一年の鰯油肥販売価格は、油の底値を一円一五銭、粕の底値を三円とすることにし、一五日に仮協定が成立した<sup>(81)</sup>。

## (六) 販売機関の組織

鰯油肥対策協議会決定に基づき、販売組合の設置について、各道で準備が進められた。水産組合の他に、さら

に販売組合を必要とした理由は何であろうか。一九三一年五月一〇日に殖産局長名を以て咸鏡北道知事に発せられた電報は、次のように述べている。

理想ヨリイハバ水産組合ガ共同販売ヲ実施スベキモノニシテ、又将来ハ直営トスル方針ナルモ、昨年以來製造業者ガ多額ノ負債ヲ有スル現状ニ於テ直チニ直営トセバコ、二問屋業者ヨリノ旧債取立嚴重トナリ、円満ナル統制ヲ期シ難キ虞レアルヲ以テ、当分ノ間コレラノ者ヲ以テ販売組合ヲ組織セシメ、之ニ共同販売ヲ代行セシメ、相当ノ利益ヲ得シメ、旧債取立ニ付円満ナル諒解ヲ求メ、以テ此ノ難局ヲ打開セシメントスルモノナリ。故ニ若シ本統制ヨリ問屋業者ヲ除外セバ水産組合ト問屋業者トノ関係ハ円満ヲ欠キ、旧債ノ取立等嚴重トナル為、却ツテ製造業者ニ不利益ナルベシ<sup>(82)</sup>。

すなわち、問屋の利益を保障する必要があり、そのために販売組合を組織するというのが殖産局の論理であつた。電報の中で加工業者の利益を謳っているが、従来の間屋

を頂点とするイワシ漁業・加工業をめぐる構図をむしろ温存するのが、販売組合の役割だったと思われる。「債権債務をその儘にして置いて、製造業者と問屋または仕込業者との関係を中断し、製造業者のみを対象とする対策の樹立は全然不可能」というのが朝鮮総督府の考えであった。<sup>(83)</sup>この点について、洪原の朴炯壽は批判的に次のように書いている。

彼ら〔問屋〕に満足を与えようとするには、在来で  
ある彼らが製造業者から取得する利益と、さらに過  
去数年に彼らが工場業者に貸し付けし未捧の負債を  
受け取ることができるようになることが、なにより  
も最善の方途と看破したのである。だから今回生産  
者及び消費者との販路過程に何ら所用がない販売組  
合という化身を考案し、組織するのである。製造業  
者が、たとえ自己たちの製品といえど、販売組合を  
通さずに、到底一手買受者に販売することができな  
いように制度ができたのである。<sup>(84)</sup>

一九三一年二月二三日には殖産局長名を以て「販売機

関は当業者の意向次第に依つては必ずしも匿名組合となすことを要せず、会社組織となすも差支へない」旨の通牒が発せられた。そして、三月一八日には匿名販売組合または販売株式会社を四月上旬までに成立させようと、関係各道知事宛に組合・会社の定款書案、契約書案を送り、販売機関の整備を促した。<sup>(85)</sup>

### 三 反対運動の展開

それ以後、各道において販売組合または販売会社の組織が進められていく。このような中で、端川の金重根は『東亜日報』の投稿記事で統制への反対を表明した。金重根は、水産組合および販売組合の設置は、「無用有害な中間者の増加」とし、<sup>(86)</sup>「可及的中間的浪費を除去し、生産費を低廉にして多くの需要を喚起することで、生産者に利益を与えるだけでなく、消費者にも利を与えるのである。それにもかかわらず在来の弊害の多い販売方法を踏襲することは、どうしてこれを合理的といえるだろうか」と批判した。<sup>(87)</sup>また、金重根は、一手買受の指定を目指す人びとが、予約販売によつて①加工業者が経営上の



基準を得ることができ、②水産組合の起債への貸付者に対して、償還の確実性を示す必要があると主張していることを紹介する。しかし、金重根は、誰も「不況期が継続しようということは信じていない」とした上で、仮協定された価格は「空前絶後の廉価」であると主張する。しかも、契約期間の五年内に、買受人が損害を蒙ることがあった場合はそれについて考慮するとされていることを指摘した。買受人は正当な時勢以下の販売価格で利益を得ることができるとするのが、金重根の主張であった<sup>(88)</sup>。

加工業者の多くが、一手販売という制度や仮協定、販売組合・会社を組織することに対して反対運動をおこなった。以下では、朝鮮人業者の比率が高く、また反対運動が激しかった咸鏡南北両道の事例をとりあげたい。

## (一) 咸鏡南道における販売組合の設立と反対運動の展開

咸鏡南道では当初は販売株式会社を組織することを検討していたが、販売代行機関に永続性が認めがたい点、利潤追求を第一の目的とする株式会社組織とすることは不

適当だという点から、むしろ業者の「共存共栄」を目的とする販売組合を組織することとなった<sup>(89)</sup>。これに対して、端川では反対決議がおこなわれた。

大財閥である三井三菱両大会社の〔中略〕利権争奪戦がだんだん露骨化してくるにしたがって、一般に不利であることがわかり、端川鱈油製造業者たちはこれを防止するために去る十五日午後四時に当地金守根商店で、同業者三十余名が会合し、金守根氏の司会で端川鱈油肥製造業者対策協議会案に関して、以下のような六個事項を決議し、同七時に閉会した。六個決議事項を咸鏡南道水産組合長に発送することとなった。

- 一、一手販売は反対する。
- 二、生産制限に反対する。
- 三、水産組合からの業者に対する貸付の件。
- 四、産地で需要のある鱈油肥の件
- 五、水産組合費に関する件
- 六、水産組合からの脱退の件<sup>(90)</sup>

咸鏡南道の水産組合では、三月二三、二四日に総代会が開かれた。このなかで共同販売の取扱を匿名組合に委任する件について、一部総代から水産組合と販売組合にそれぞれ手数料を払うことは二重負担である、販売組合に束縛されることになるなどの理由があげられ、反対意見が出された。これに対して朝鮮総督府水産課長西岡芳次郎が応答し、採決がおこなわれた。採決の結果、水産組合の共同販売を匿名販売組合に委任する件は、賛成一票、反対三票、無効一票、棄権二票で可決された。<sup>(91)</sup>『東亜日報』によれば「初日には各総代たちが一斉に一手販売を反対すると同時に販売組合まで排撃していたのに、第二日になりどういふことか総代の半数が急変し一手販売制を是認し、そのため販売組合まで必要であると変質した」という。<sup>(92)</sup>朝鮮総督府から総代側に懐柔工作がおこなわれた可能性も否定できないだろう。ついで、二七日には匿名組合咸鏡南道鱒油肥販売組合創立総会が開かれ、匿名組合が成立した。組合員二名、出資口数五〇〇口、一口二〇〇円、出資総額一〇万円とし、営業代表者は森野實壮となった。<sup>(93)</sup>組合員数は二三名であり、主たる組合員は、森野實壮（一二六口、元山府）、廉璟薫（八四口、

端川郡）、西野為作（六四口、釜山府）、金守根（六三口、端川郡）、徳興商店（六三口、元山府）であった。以上に列挙した人々だけで四〇〇口を占めている。

一手販売、販売組合、仮協定などに対して多くのイワシ漁業・加工業者が反発をした。二五日から二八日にかけて咸鏡南道道庁では、咸南鱒油肥製造業水産組合の第一回総会が開かれた。ここで一般組合員から一手販売について極力反対するという意見が出されたため、当局者は会議を中止し、自分たちだけで密議したので、一般組合員は憤慨した。一般組合員はこれは自分たちを無視することだと一致した後、一斉退場をしたところ、当局者は狼狽し、引き留めようとしたりした。産業課長が責任をとり謝罪するといひ、ようやく沈静化した。その後、三月一五日の仮協定の販売価格に対する批判や、販売組合組織による二重搾取に対する批判などが出され、また漁民への救済貸付が決議された。<sup>(94)</sup>

また、四月三日、三湖鱒肥業者組合では大会を開き水産組合総代として行った池標準・盧寅鍾両氏の報告を聴取すると同時に、一手販売制に絶対反対し、すなわち今回開催された咸南水産会総代会を否認する決議をおこ

なつた。

### ◇決議

一、吾等は一手販売制に絶対反対し、それを是認する風南水産組合総代会を正に否認する。

二、吾等は総督府と三菱及合同油脂との仮協定を絶対排撃する。<sup>(95)</sup>

四月九日には、三〇余名の参加で端川鱚油肥製造業者大会が開かれたが、咸南水産組合総代会に出席した金守根・廉璟薫から、総代会の報告がおこなわれた。二人は「我々兩人は総代会準備会で決議したとおり通過させるよう最後まで主張したが、思い通りできずいわゆる仮協定案が通過した」と述べ、その場で引責辞任を表明した。

端川では、仮協定案は加工業者の苦境を好機としておこなわれた「大財閥の利権獲得策動」によるものとし、仮協定案を通過させた総代会決議を否認するとともに、決議文を作成し、朝鮮総督府級各関係当局に提出することにした。<sup>(96)</sup> なお、金守根・廉璟薫は仮協定案を阻止できなかったことで引責辞任をしたわけであるが、二人は前

述のとおり販売組合の主要な組合員になっていた。むしろ、両者は端川でも有力な加工業者として、表面上は反対のポーズを取りながらも、販売組合の組織に積極的に参与した可能性も否定できない。二人は前述の通り、日本本国の業者と直接取引をする者として名前があがっていた。

以上のように咸鏡南道では、当初は総代などの加工業者も一手販売や仮協定に対して反対にまわったものの、結局賛成へとまわった。なかには販売組合の組織に参与するものもいた。しかし一方で一般の水産組合員や、各地域の加工業者は反対を続けるといった構図となつた。

## (二) 咸鏡北道における販売会社の設立と反対運動の展開

咸鏡北道でも販売機関の組織化が進められようとした。三月上旬、清津当業者の共同販売機関設置に関する協議会が開かれ、以下のように決議し、三月六日には朝鮮総督府水産課長西岡芳次郎に陳情をおこなつた。

共同販売機関八匿名組合案ヲ廃シ、株式会社組織トスルコト、但シ油一缶浜渡二円、粕百斤四円七十錢以上ノ販売価格ヲ協定セル場合ニ限ル。若シ前記価格以下ノトキハ、漁業經濟ノ立チ行カザル為、株式会社組織ヲ保留シテ従前ノ儘トシ、共同販売事業ヲ行ハザルコト。<sup>97)</sup>

続いて八日から一日まで水産組合総代会が開かれたが、このなかで共同販売案と販売組合案について、「一般総代の猛烈な反対があり、当日で終わらせようとしていた会議は、三日間も継続することとなり、結局条件付き保留、または撤回することに決定した」のである。共同販売に対する総代たちの意見は、「生産製品の販売を一般買受方の自由競争入札に附さず、日本合同油脂会社と三菱会社に一手販売をするということは、価格を生産費以下まで低落させる憂慮があり、生産業者に極めて危険な方法である」といったものであった。そして、「根本的に輸移入業者である二大財閥の利益を擁護するだけ」と主張し、自由競争入札を主張した。当局は原案通過に固執したが、二十一名に及ぶ総代の大部分の猛烈な反対で、

結局共同販売案は条件付きで保留と決定した。また、委託販売を目的とした販売組合については、これも二重の中間搾取機関であり、生産業者に極めて不利であるのみならず、これを通して「日本人某財閥」が利益の独占を目標として関係当局を通して「匿名組合組織運動」に暗躍しているという風説もあるとして、反対することに決定し、水産組合で直接販売の手続きをとることにした。<sup>98)</sup>

ここでいう総代とは、『朝鮮鰯油肥統制拾年史』において「通常議員」として掲載されている以下の二三名の人々だと考えられる。その民族別内訳は朝鮮人一七名、日本人六名であった。<sup>99)</sup>

西野興太郎、金完燮、金大甲、南斗元、金漢桂、方鎬演、李圭天、安村堅太郎、薛卿東、崔壽成、井川駒之助、飯澤清、金裕禎、申興均、黄鎮汶、中川淳平、金雲官、李秉権、張極星、李泰淵、北川三策、李恒鍾、金昌観

その後、三月一五日には油底値一缶一円一五錢、粕底値一〇貫三元と仮協定され、加工業者の反発を買い、仮

協定反対運動が白熱化していくことになった。

四月四日には、共同販売反対の「製造業者大会」が清津にて開かれた。開会後に臨時執行部選挙をした結果、以下の通り決定された。

議長長井、副議長崔壽成

委員李恒鍾、朴成熙、黄鎮文〔黄鎮汝カ?〕、中川、

朴俊鶴、都東洙、朴鎬鎔、森野、佐藤、城崎、辛良

極、金裕禎、薛卿東、蔡鶴林など諸氏〔傍線部は引

用者〕<sup>(100)</sup>

傍線をひいたのは、水産組合の「通常議員」(総代)や理事などの職についている人物である。水産組合総代会で反対にまわった人々が、「製造業者大会」をリードしたことがわかる。ただし、総代は一枚岩ではなかったようである。この「製造業者大会」では、「現在鱈油肥水産組合役員中態度曖昧な幾何役員は自己利益のために潜行的行動をする者がいるので、組合長と理事以外の役員を全部不信任とすること」との決議がおこなわれており、<sup>(101)</sup>総代のなかにも賛成派がいたことを伺わせる。

四月一六日から一八日にかけて、水産組合総代会が開催されたが、ここでも仮協定案への撤回要求が噴出した。この時に総代側が主張した内容は以下の三点であった。

(1) 朝鮮総督府の協定価格は採算がとれない、(2) 鱈油肥の販売は競争入札とすること、(3) 共同販売価格が生産費に達しないときはその差額を低資で融通すること。

これに対して当局はいくつかの妥協案を提示しつつも、水産課長西岡芳次郎は「万一この案を受け入れないというのであれば、水産組合令第四十一条によって原案を執行する」と強硬な態度をとり、問題が重大化した。水産組合においては、組合長を兼ねている内務部長が原案執行権を有していたのである。<sup>(102)</sup>

城津郡鶴南面の漁民たちは、鱈油肥販売統制の問題が「私たち漁民の直接の死活問題」、「鱈油肥製造業者だけが反対するよりも、私たち漁民が直接反対する」として、五月四日に「鶴南鱈油肥関係者大会」を開催しようとする準備をしていた。しかし、四月三〇日に突然城津警察署から「時期不安」を理由に、開催を禁止された。<sup>(103)</sup> 鱈油肥統制の問題が単に加工業者のみに留まる問題ではなく、漁民にとつての重大な問題であると意識されていたことが

わかる。

五月八日から開催された水産組合総代会でも多数の強硬な反対があった。しかし、一〇日には朝鮮総督府当局の意向を背景として、仮協定案の承認と販売機関を株式会社組織として設立することが、組合長に一任して可決された。<sup>(104)</sup>水産組合令四一条を適用したものと考えられる。

一九三一年七月八日、咸北の販売会社の設立総会が清津公会堂にておこなわれた。<sup>(105)</sup>資本金三〇万円、一株五〇円、四分の一払い込み済み、株数六、〇〇〇株、株主三名であった。そのうち主要な株主を示せば次の通りである。

- 一、三九五株 松下長治郎、六〇〇株 長井甚作、
- 四五〇株 金裕禎、四五〇株 薛郷東、二五〇株
- 朴俊鶴、二五〇株 城崎才次郎、二五〇株 金秉倫、
- 二五〇株 都東沫、二五〇株 東一商会<sup>(106)</sup>

ここに列挙された九名だけで、四、一四五株を占めており、全体の七割近くの株を占めている。また、会社役員は次の通りであった。北川三策を除けば、すべて二五〇

株以上の株主であることがわかる。

- 取締役 松下長次郎 金裕禎 辛良極 薛郷東 長井甚作
- 監査役 北川三策 城崎才次郎 朴俊鳴<sup>(107)</sup>

ところで、前述した四月四日の「製造業者大会」にて共同販売に反対した人物のなかで、長井甚作、朴俊鶴、城崎、辛良極、金裕禎、薛郷東といった人物が株主・役員として販売会社に参加していることが注目される。共同販売による利益の減少を避けるために彼らは共同販売に反対していたが、共同販売が実行に移される段に至り、自らの利益を確保するために販売会社へと参加したものと考えられる。

### (三) 共同販売と販売組合／会社設立をめぐる有力者の対応の模様

当初、共同販売への対応をめぐることは、問屋の中でも対応が別れていた。共同販売によって販売価格がおさえ

られることを避けたいと考え、反対にまわるものが多数いた。他方、朝鮮総督府とのパイプを持つ、松下を筆頭とするような人々は安定した収益を確保するために共同販売を推進した。そして、朝鮮総督府側の懐柔工作や、組合長の権限によつて、共同販売が可決された。このような過程を通じて、問屋の多くは販売組合に参加することになった。当初こそ問屋の大半は反対したものの、結果的に彼らの利益は擁護されることになったと思われる。

この結果、当初は共同販売反対という論理で一致していた一部の問屋と加工業者の利害は分断されることになった。そして、加工業者もまたそこで働く労働者との矛盾を深めて行かざるを得ない。以下では、統制に伴う賃金低下とそれに対する労働者の抗議活動をみていこう。

#### (四) 加工業労働者の抗議活動

一手販売制度は労働者の生活を直撃した。統制に伴う価格の低下に伴い、労働者の賃金が引き下げられたのである。イワシ油肥工場では、人夫たちによつてストライキがおこなわれた。

鯷油粕一手販売制が実施され、例年と比較して利益が少ないという理由から、三湖鯷油肥製造業者組合では先月二十四日に賃金引下表を作成し、市内各労働団体に配分したのだが、工場で油を絞る人夫たちの日給が十一時間労働によりやく五十銭で、昨年比して半分引き下げされたので、これに不平を持った人夫一部は去る三月に突然盟罷を断行し物議をかもしている<sup>(108)</sup>。

また、鯷油肥の運搬をおこなっている労働者の賃金も低下することになった。労働者たちは抗議活動をおこなったが、これに加工業者側でも対抗措置をとっていたことが以下の記事からわかる。

去る二一日に清津朝鮮人鯷油肥製造業者たちが牛車運搬労働者賃金を引き下げたことにより、運搬労働者一百五十余名は一斉に罷業を断行し、三四力所では激闘が起こるなど、一大騒動を引き起こしたという。

今その内容を聞いてみれば、この問題はもっぱら清津埠頭から市内浦項間の牛車運搬賃金問題であるが、昨年と今年の賃金の差をみると、昨年〔中略〕牛車賃金は鯔五斗に十三銭であったが、今年は六斗に九銭であり、昨年に油一缶に二銭だったのが、今年は一缶に一銭である。昨年鯔粕一個に十一銭だったのが、今年是一個に七銭であり、それぞれ下がったために労働者達はそのように賃金が減下するとともに生活をしていくことができないとして、そのように同盟罷業を断行し、資本家に対抗したのである。<sup>(109)</sup>

去る二一日から始まった清津鯔油肥牛車運搬労働者罷業事件は、日に日に拡大し、二十二日までも一切運搬を拒絶していたところ、その運搬に対抗してきた通運自動車と赤帽自動車たちも罷業労働者達の間妨害によりついに運搬を拒絶してしまった。

この事件が短期間で解決されなかったのを見て、荷主某は自家用牛車三台を買って、運搬をしているという。<sup>(110)</sup>

その後、運搬労働者問題はいちおう「解決」に向かうものの、さらにまた油肥工場でもストライキがおこされた。

清津チヨンオリ〔マイワシ〕牛車運搬労働者罷業事件は〔中略〕荷主側の三銭の譲歩と労働者側の一銭の譲歩で二十五日午後五時に無事に解決した。

三四日を置き、戦ってきた罷業問題が解決すると、ふたたび市内浦項洞にあるチヨンオリ〔マイワシ〕工場（奪脂、乾作、荷造業）労働者たちがやはり荷主が賃金を引き下げたために、罷業をおこした。<sup>(111)</sup>

以上のように販売統制は、労働者の賃金の低下をひきおこし、労働者はそれに対する反対運動を展開したのである。

### おわりに

本稿では、一九二〇年代以降、朝鮮東海岸において重要な位置を占めたイワシ漁業・加工業に注目した。一九



二〇年代においてイワシ魚群が大量に回遊し、朝鮮ではそれ以前と比べてイワシ漁業・加工業が急速に拡大した。これに伴い、日本人を中心とする問屋を頂点として、加工業者、さらには漁民・労働者を従属させる支配構造が形成された。

この支配構造を再編し、日本資本の論理に基づきイワシ加工品を低価格で安定的に供給させようというのが、鱈油肥の統制政策であった。この統制政策は、既存の漁業をめぐる右の構造を温存、強化するものであった。このなかで、日本人を中心とする問屋の利益は擁護され、中間搾取はむしろ増加した。また、統制によって「仲買人、買受人が少数の大商人に限定された故、従来の多くの海産商、魚油商が仕事を失った」といわれるように、少数の有力な地位を占めた者の力をさらに強めるものであった。朝鮮総督府は統制政策によって「合理化」が達成されるとしていたが、実態はそれとは程遠いものであった。

統制政策は価格を低水準に固定するものであり、日本資本を利用するものであったこと、さらには中間搾取を増加させることから、反対運動が展開された。当初は、問

屋の一部、加工業者、漁民がこれに参加した。しかし、朝鮮総督府による切り崩し、あるいは自己の利益のみを追求した結果、問屋の大部分が統制の賛成、あるいは事実上の肯定へとまわった。加工業者は労働者に矛盾を転嫁することで利益を確保しようとしたが、労働者は反対運動を展開した。

なお、鱈油肥の暴落への対策として、当初下からの水産組合設立の動きがみられたが、これは朝鮮総督府主導で上から設置された水産組合によってとって代わられることになった。統制政策の導入が進められる中で、それに反対する人々は水産組合自体を否定する動きを見せたのである。

統制政策をおこなうことで、問屋や加工業者などの水産関係の有力者は朝鮮総督府の権力の側に引き寄せられることになった。もはや水産組合とは関係なしにイワシ漁業や加工業をおこなうことはできず、そのことは朝鮮総督府によるイワシ漁業・加工業の従属化を強化することにつながったのである。また、こうした水産関係の有力者は地域社会における有力者でもあったから、地域支配の強化にもつながったといえるだろう。

以上のように、日本側は自然環境の変化に伴って展開された朝鮮のイワシ漁業・加工業を、統制政策の実施を通じて日本資本に対して従属的な位置におき、植民地的な産業として再編したのである。また、このなかで日本人を中心とする問屋の利益が擁護された。そして、統制はイワシ漁業・加工業を重要な産業とする朝鮮東海岸の人びと、地域に対する朝鮮総督府による支配をさらに強めることにもなったのである。こうしたイワシ漁業・加工業の従属化の問題性を反対運動は浮かび上がらせたが、最後まで抵抗したのは最も立場が弱く、矛盾を転化された加工業および鯷油肥運搬の労働者たちであった。統制政策は、イワシ漁業・加工業に関係する人びとの分断を強化したのであった。

【注】

- (1) 大島幸吉『朝鮮の鯷漁業及び其の加工業』一九三七年、二頁。
- (2) 『清津商工案内』一九三六年、三八頁。
- (3) 同右、三二〜三三頁。
- (4) 同右、三八〜三九頁。
- (5) 前掲大島、二六頁。

- (6) 一九三七年の記録では、イワシ漁業に従事する者は漁業主約五、〇〇〇人、漁船乗組人員約三万五、〇〇〇人、その他雑役に従事するもの約三万人、計七万人、イワシ油肥製造業に従事する者は業主約一、三〇〇人、使用人員約一万人、計一万一、三〇〇人であった。さらに製品の運搬保管、取引等に従事する者を加えれば、十万人を越える（前掲大島、七八頁）。
- (7) \*清津CKR「鯷漁業／統制案に対して【一】『東亜日報』一九三二年二月一八日付。
- (8) 拙著『植民地期朝鮮の地域変容―日本の大陸進出と咸鏡北道』吉川弘文館、二〇一七年。
- (9) 木村健二「朝鮮における経済統制の進行と経済団体―清津商工会議所を中心として」（柳沢遊・木村健二編著『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、二〇〇四年）。
- (10) 漁業経済学会編『漁業経済研究の成果と展望』成山堂書店、二〇〇五年、二七八頁。
- (11) \*崔泰鎬「日帝下の朝鮮水産業に関する研究」（金文植ほか『日帝の経済侵奪史』玄音社、一九八二年）、\*孫禎陸「漁港都市形成の過程とその盛衰」（同『日帝強占期都市化過程研究』一志社、一九九六年）、\*呂博東『日帝の朝鮮漁村支配と移住漁村形成』（ポゴサ、二〇〇二

年)など。また敗戦前に出版する予定で調査しながらも、敗戦に伴い出版できなかった著書として吉田敬市『朝鮮水産開発史』(朝水会、一九五四年)がある。事例研究としては藤永壯「植民地下日本人漁業資本家の存在形態——李垞家漁場をめぐる朝鮮人漁民との葛藤」(『朝鮮史研究会論文集』第二四集、一九八七年)。このほか日本人の移住漁村について、崔吉城『日本植民地と文化変容——韓国・巨文島』(御茶の水書房、一九九四年)などに代表されるような文化人類学的アプローチをおこなったものがある。また、近年の移住漁村に関する研究として、布川修司・韓三建・朴重信・趙聖民『韓国近代都市景観の形成——日本人移住漁村と鉄道町』(京都大学学術出版会、二〇一〇年)の第三章「韓国日本人移住漁村」がある。さらに、\*金秀姫『近代日本漁民の韓国進出と漁業経営』京仁文化社、二〇一〇年は近年の代表的成果である。

- (12) \*金秀姫『近代のイワシ、帝国のイワシ——イワシを通して見た朝鮮の漁業文化と漁場略奪史』アカネツ、二〇一五年。また、片岡千賀之「近代におけるイワシ産業の発達」伊藤康之ほか編『帝国日本の漁業と漁業政策』北斗書房、二〇一六年もある。さらに、\*シム・ジェウクほか「日帝強占期清津の膨張とマイワシ漁業」『歴史と現実』六三、二〇一七年はイワシ漁業の拡大が清津に与えた影響を扱っている。
- (13) 前掲大島、七八〜七九頁。
- (14) 朝鮮総督府『鯷油に関する調査書』一九二九年、三頁。同右。
- (15) 前掲大島、七八〜七九頁。
- (16) 前掲『鯷油に関する調査書』、八〇〜八一頁、八〜九頁。
- (17) 同右、八〇頁。
- (18) 同右、二〜三頁。
- (19) \*朴炯壽「鯷油肥問題——過去と現在及び将来」『朝鮮日報』一九三五年七月一九日付。
- (20) 前掲『鯷油に関する調査書』、一頁。
- (21) 『朝鮮水産の発達と日本』友邦協会、一九六八年、二八頁。穂積真六郎元殖産局長の回想。
- (22) 前掲金秀姫『近代のイワシ、帝国のイワシ』一、二章。前掲『鯷油に関する調査書』、一〜二頁。
- (23) \*鄭文基「朝鮮水産物中一位である／東海のイワシ(二〇〇〇年産額千五百万円／以上)』『東亜日報』一九三二年四月二五日付。
- (24) 前掲大島、二〇頁。
- (25) 前掲『鯷油に関する調査書』、二頁。
- (26) 朝鮮鯷油肥製造業者水産組合連合会『朝鮮鯷油肥統制拾

- 年史』一九四三年、二二頁。
- (29) 前掲『鯷油に関する調査書』、九頁。
- (30) 朝鮮鯷油肥製造業水産組合連合会『昭和十七年油肥年鑑』一九四二年、四頁。
- (31) 同右。
- (32) 同右。
- (33) \*清津CKR「鯷漁業／統制案に対して【一】」『東亜日報』一九三二年二月一八日付。
- (34) 前掲大島、七八〜七九頁。前掲拙著、一九五頁。
- (35) 前掲『鯷油に関する調査書』、一〇頁。
- (36) 前掲『朝鮮鯷油肥統制拾年史』、三〜六頁。
- (37) \*端川金重根「読者評壇／鯷油肥販売統制問題(一)」『東亜日報』一九三一年三月三一日付。
- (38) 前掲『鯷油に関する調査書』、二五〜二六頁。この史料では、端川が咸鏡北道に分類されていたが、これは咸鏡南道の誤りなので、修正して記載した。
- (39) \*雄基一記者「沿海州と相対する国境の要塞／起耕日が浅い慶興(三)」『東亜日報』一九二七年一〇月四日付。
- (40) 前掲拙著、第二部第二章。
- (41) 『北鮮三港(清津を中心として見たる)に於ける工業立地条件調査資料』満鉄・調査部、一九三九年、一二三〜一三二頁。

- (42) 前掲『鯷油に関する調査書』、一一頁。
- (43) 前掲『北鮮三港(清津を中心として見たる)に於ける工業立地条件調査資料』、一〇一〜一一四頁。
- (44) 『清津』一九二八年、六五頁。
- (45) 前掲『鯷油に関する調査書』、七八〜八四頁。
- (46) 同右、八三〜八四頁。
- (47) 前掲『朝鮮鯷油肥統制拾年史』、二頁。
- (48) 同右。
- (49) 同右。
- (50) 同右、七頁。
- (51) 同右。
- (52) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鯷油問題(一)」『東亜日報』一九三二年七月一四日。
- (53) 同右。
- (54) 前掲『朝鮮鯷油肥統制拾年史』、七頁。
- (55) 瀬戸茂一郎は一八八五年生まれ。一九〇六年台湾に渡り警察に従事。一九〇九年から奈良、大阪など各地で勤務したのち、一九二〇年頃朝鮮にて警察に従事。一九二二年咸鏡北道清津府内務課長、咸鏡北道産業課長、平安北道鉄山郡主を歴任。一九二二年創立の北鮮水産株式会社の支配人となる(以上、韓国史データベース <http://db.history.go.kr>)。北鮮水産株式会社は社長安村堅太

- 郎、資本金五〇万円である（「附録」「清津」一九二八年、一頁）。
- (56) 長井は長井商店清津出張所の海産物商であった。「附録」「清津」一九二八年、二〇頁。
- (57) 松下は資本金一〇万円の公海興産株式会社（海産物肥料缶詰製造販売、漁業）社長、合名会社松下商店（海産物、魚油、肥料製造、漁業）の代表者である（「附録」「清津」一九二八年、一、三頁）。
- (58) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、七頁。
- (59) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鰯油問題（二）」『東亜日報』一九三一年七月一六日付
- (60) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、一四〇一六頁。
- (61) 同右、九〇一〇頁。
- (62) 同右、一七〇一八頁。
- (63) 同右、二四頁。
- (64) 『朝鮮総督府官報』一九二九年一月二六日。以下の朝鮮漁業令も出典も同じ。
- (65) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、二八〇三〇頁。
- (66) \*「魚油暴落対策とし／水産組合設置／江原咸北両道に」『東亜日報』一九三〇年一〇月二一日付
- (67) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、二八〇三〇頁。
- (68) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鰯油問題（一）」『東亜日報』一九三二年七月一四日付。
- (69) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、三〇〇三一頁。
- (70) \*「魚油暴落対策とし／水産組合設置／江原咸北両道に」『東亜日報』一九三〇年一〇月二一日付。
- (71) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、三七〇三八頁
- (72) 前掲韓国史データベースの人物情報。組合長は以下の通り。咸南松下芳三郎、江原伊達四雄、慶北宋文憲（前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、三七頁）。慶南の組合長は不明。
- (73) 前掲韓国史データベース「職員録資料」。
- (74) 「附録」「清津」一九二八年、五頁。
- (75) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鰯油問題（一）」『東亜日報』一九三一年七月一四日付。
- (76) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鰯油問題（二）」『東亜日報』一九三二年七月一六日付。
- (77) 朝鮮鰯油肥製造業者水産組合連合会『朝鮮鰯油肥統制拾年史』一九四三年、三〇頁。
- (78) 同右、四六〇四九頁。なお、以下でとりあげる「振興対策」については、同書四九〇四五頁。
- (79) \*清津CKR「鰯漁業／統制案に対して【一】」『東亜日報』一九三二年二月一八日付。
- (80) 「朝鮮産業界主要各部門にわたる三井物産の支配的勢力

は不況の継続とともに次第に著しくなり今年に入ってから製糸焼酎販売の全鮮的統制を完成することに成功した。こうした三井資本の活躍に対抗するため三菱は今春の鰯粕一手引受けを総督府と契約し……と報道されていた(「朝鮮産業界に角突合う両資本／漸次尖鋭化する三井三菱の争覇戦」『大阪朝日新聞』一九三二年八月九日付)。

(81) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、七四〜七八頁。

(82) 同右、七一頁。

(83) 同右、一二頁。

(84) \*朴炯壽「水産組合と販売組合解剖／漁民問題に及ぶ鰯油問題(二)」『東亜日報』一九三一年七月一六日付。

(85) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、六一頁。

(86) \*端川金重根「読者評壇／鰯油肥販売統制問題(一)」『東亜日報』一九三一年三月三一日付。

(87) \*端川金重根「読者評壇／鰯油肥販売統制問題(二)」『東亜日報』一九三一年四月一日付。

(88) 同右。

(89) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、六四〜六五頁。

(90) \*「鰯油肥業者大会／両財閥投資防止／三井三菱が利権を奪おうと活躍／道水産組合に陳情」『東亜日報』一九三二年三月二〇日付。

(91) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、六四〜六七頁。

(92) \*「咸南水産総代会否認し、一手販売絶対反対／総督府と三菱の仮協定反対／鰯肥業者大会決議」『東亜日報』一九三四年四月六日付。

(93) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、六四〜六七頁。

(94) \*「鰯油肥価協定で／漁民救済貸付決議／咸南に十二万円を／すべての問題は当局で責任言明／水産組合総会で」『朝鮮日報』一九三二年四月一日付。

(95) \*「咸南水産総代会否認し、一手販売絶対反対／総督府と三菱の仮協定反対／鰯肥業者大会決議」『東亜日報』一九三四年四月六日付。

(96) \*「端川鰯肥製業者会で水産組決議否認／決議文作成声明書発表／関係各当局に提出」『東亜日報』一九三一年四月一五日付。

(97) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、七〇頁。

(98) \*「財閥に一手委託した鰯油、粕販売反対／一手販売保留 委託販売撤回 咸北水産組合総会」『東亜日報』一九三一年三月一九日付。

(99) 前掲『朝鮮鰯油肥統制拾年史』、七〇四〜七〇五頁。

(100) \*「東海岸漁民の重大問題である鰯肥共販反対／咸北製造業者大会開き水産組合同員まで不信任決議／熾烈な当業者は反対」『朝鮮日報』一九三二年四月七日付。

同右。

(101) \* 「鯷油肥共同販売問題／全部競争入札にせよ」『東亜日報』一九三一年四月二五日付。

(103) \* 「鯷魚肥問題／漁民大会禁止／五月四日に開催しようとしたが／時期不安という理由」『東亜日報』一九三一年五月五日付。

(104) 前掲『朝鮮鯷油肥統制拾年史』、七〇頁。

(105) \* 「咸北鯷油肥共販會社波瀾中に／遂創立三十餘萬圓の収益を豫想」『東亜日報』一九三二年七月一五日付。

(106) 前掲『朝鮮鯷油肥統制拾年史』、七二頁。

(107) \* 「咸北鯷油肥共販會社波瀾中に／遂創立三十餘萬圓の収益を豫想」『東亜日報』一九三二年七月一五日付。

(108) \* 「鯷油肥工場／人夫が盟罷／賃金引下原因」『東亜日報』一九三一年七月一五日付。

(109) \* 「高率の賃金引下で／牛車労働者盟罷／現場では激闘まで起こり／清津鯷油肥従業員」『東亜日報』一九三一年七月二五日付。

(110) \* 「雇主側一步譲歩も／労働者は強硬／今や罷業」『東亜日報』一九三一年七月二八日付。

(111) \* 「浦項洞鯷油工場／労働者罷業◇賃金をあまりにも引き下げたため／運搬人夫罷業は解決」『東亜日報』一九三二年七月二八日付。

(112) 前掲大島、八八頁。